

平成三十年十月

平成三十年九月文京区議会議定例議會議案(二)

文
京
区

目 次

議案第二十号 文京区建設事務手数料条例の一部を改正する条例 1頁

議案第二十号

文京区建設事務手数料条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

平成三十年十月十五日

提 出 者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区建設事務手数料条例の一部を改正する条例

文京区建設事務手数料条例（平成十二年三月文京区条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一 6 の項中「からエ」を「からエまで」に、「第八十七条の二」を「第八十七条の四」に改め、同表 10 の項、11 の項、14 の項、16 の項、18 の項、20 の項から 22 の項まで及び 24 の項中「第八十七条の二」を「第八十七条の四」に改め、同表 24 の 2 の項中「からエ」を「からエまで」に、「第八十七条の二」を「第八十七条の四」に改め、同表 24 の 4 の項、24 の 5 の項、24 の 8 の項、24 の 9 の項、24 の 11 の項から 24 の 14 の項まで及び 24 の 16 の項中「第八十七条の二」を「第八十七条の四」に改め、同表 25 の項中「第四十三条第一項ただし書」を「第四十三条第二項第二号」に改め、同項を同表 25 の 2 の項とし、同項の前に次の一項を加える。

25	建築基準法第四十三条第二項第一号の規定による建築の認定の申請に対する審査	建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請手数料	三万千円	認定申請のとき。
----	--------------------------------------	-------------------------	------	----------

別表第一 30 の項の次に次の二項を加える。

2の30	建築基準法第四十八条第十六項第一号(同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。)の規定による増築、改築又は移転の特例許可の申請に対する審査	用途地域における増築、改築又は移転の特例許可申請手数料	八万七千円	許可申請のとき。
3の30	建築基準法第四十八条第十六項第二号(同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。)の規定による建築の特例許可の申請に対する審査	用途地域における建築の特例許可申請手数料	九万二千円	許可申請のとき。

別表第一 33の項中「第五十三條第四項」の下に「又は第五項」を加え、同表33の2の項中「第五十三條第五項第三号」を「第五十三條第六項第三号」に改め、同表41の2の項中「第六十七條の三第三項第二号」を「第六十七條第三項第二号」に改め、同表41の3の項中「第六十七條の三第五項第二号」を「第六十七條第五項第二号」に改め、同表41の4の項中「第六十七條の三第九項第二号」を「第六十七條第九項第二号」に改め、同表49の項の次に次の一項を加える。

2の49	建築基準法第八十五条第六項の規定による仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査	仮設興行場等建築許可申請手数料	十九万五千円	許可申請のとき。
------	--	-----------------	--------	----------

別表第一 54の3の項中「第八十六條の八第一項」の下に「又は第八十七條の二第一項」を加え、同表54の4の項中「第八十六條の八第三項」の下に「(同法第八十七條の二第二項において準用する場合を含む。)」を加え、同表中54の5の項を54の7の項とし、54の4の項の次に次の二項を加える。

5の54	建築基準法第八十七條の三第五項の規定による建築物の用途を変更して一時的に興行場等として使用する場合の制限の緩和に係る許可の申請に対する審査	建築物の用途を変更して一時的に興行場等として使用する場合の制限の緩和に係る許可申請手数料	十万八千円	許可申請のとき。
------	---	--	-------	----------

54 の 6	<p>建築基準法第八十七条の三第六項の規定による建築物の用途を変更して一時的に特別興行場等として使用する場合の制限の緩和に係る許可の申請に対する審査</p>	<p>建築物の用途を変更して一時的に特別興行場等として使用する場合の制限の緩和に係る許可申請手数料</p>	十九万五千円	許可申請のとき。
--------	--	---	--------	----------

別表第一 61 の項及び 62 の項、別表第二 1 の項及び 2 の項並びに別表第三 3 の項及び 4 の項中「第八十七条の二」を「第八十七条の四」に改める。

付 則

この条例中別表第一 25 の項の改正規定及び同項を同表 25 の 2 の項とし、同項の前に一項を加える改正規定並びに同表に 49 の 2 の項を加える改正規定は公布の日から、その他の規定は建築基準法の一部を改正する法律（平成三十年法律第六十七号）の施行の日から施行する。

（説 明）

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）の一部改正に伴い、手数料の徴収項目を追加するほか、規定を整備するため、本案を提出いたします。